

熊本市障がい者生活プランに関する
施策の取組予定等について
令和6年度（2024年度）



熊本市障害者施策推進協議会
令和6年（2024年）8月22日

基本理念	基本目標	分野別施策	施策の方向性
自立と共生、そして活躍できるまちへ	1 障がいへの理解啓発と権利擁護	1 障がいのある人に対する理解促進・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がいに対する理解の促進 2 障がい者サポーター制度の推進 3 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進
		2 差別の解消及び権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がいのある人への差別解消の推進 2 権利擁護の推進 3 障がいのある人への虐待の防止 4 行政における合理的配慮の充実
	2 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域移行支援・地域生活支援の充実 2 相談支援体制の充実 3 障がい特性に応じた支援 4 障害福祉サービス等の充実 5 福祉に携わる人材の確保・育成
		2 障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実 2 療育・相談支援体制の充実 3 学校教育の充実 4 発達障がい児への支援 5 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援
		3 保健と医療サービスの適切な提供	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見 2 適切な保健・医療サービスの充実 3 難病に関する保健・医療施策の推進 4 精神保健・医療施策の推進
		1 障がいのある人の就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 雇用の場の拡充 2 一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化 3 福祉的就労の促進 4 働く機会の創出
		2 文化・スポーツ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化芸術を通じた社会参加の促進 2 スポーツを通じた社会参加の促進
		3 外出や移動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 学習の機会や余暇活動の推進 2 移動しやすい環境の整備
	3 自立と社会参加の仕組みづくり	4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がいに配慮した市政情報の提供 2 意思疎通支援の充実
		1 安心・安全のまちづくりの実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災対策の推進 2 防犯等の対策の推進 3 感染症への対策
		2 生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 1 住まいの環境の整備 2 バリアフリー化の推進
		4 安心・安全な生活環境の整備	

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧

プランの掲載頁	分野別施策	施策の方向性	具体的な取り組み			ページ
【基本目標1】 障がいへの理解啓発と権利擁護						
P	15	1	(1)	①	様々な媒体を用いた理解促進	7
P	15	1	(1)	②	各種イベントによる理解促進	7
P	16	1	(1)	③	共に学ぶ教育の推進	7
P	16	1	(1)	④	ヘルプマークやヘルプカードの普及	7
P	17	1	(1)	⑤	様々な障がいについての理解	8
P	17	1	(2)	①	障がい者サポーター研修（出前講座）の開催	9
P	17	1	(2)	②	障がい者サポーターワークショップの開催	9
P	17	1	(2)	③	障がい者施設商品販売会の開催	9
P	17	1	(2)	④	障がい者サポート・企業団体の認定	9
P	18	1	(2)	⑤	ボランティア活動の啓発・支援	10
P	19	1	(3)	①	障がい福祉施策の広報・啓発活動	11
P	19	1	(3)	②	障害者週間における広報・啓発活動	11
P	19	1	(3)	③	地域に対する広報・啓発活動	11
P	20	2	(1)	①	障害者差別解消法の広報・啓発	12
P	21	2	(1)	②	差別解消のための取組	12
P	21	2	(2)	①	権利擁護に関する啓発	13
P	21	2	(2)	②	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進	13
P	22	2	(2)	③	成年後見制度等の利用促進	13
P	22	2	(3)	①	虐待防止に関する取組	14
P	23	2	(4)	①	職員等への啓発・資質の向上	15
P	23	2	(4)	②	行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	15

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧

プランの掲載頁	分野別施策	施策の方向性	具体的な取り組み			ページ
【基本目標2】質の高い地域生活の実現						
P	24	1	(1)	①	施設等からの地域生活への移行支援	17
P	25	1	(1)	②	地域生活支援拠点等の機能の充実	17
P	25	1	(1)	③	グループホームの整備の促進	17
P	25	1	(2)	①	相談支援事業の充実	18
P	26	1	(2)	②	障がい者相談支援センターの充実	18
P	26	1	(2)	③	家族に対する支援	19
P	26	1	(2)	④	身体・知的障がい者相談員の設置	19
P	26	1	(2)	⑤	民生委員・児童委員の養成	19
P	26	1	(3)	①	発達障がい者に対する支援	20
P	26	1	(3)	②	難病患者に対する支援	20
P	26	1	(3)	③	障がいのある高齢者に対する支援	20
P	27	1	(3)	④	家族会・当事者会の活動支援	21
P	27	1	(3)	⑤	関係機関・団体との連携による支援体制の充実	21
P	27	1	(4)	①	障害福祉サービス等の円滑な提供	22
P	27	1	(4)	②	障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上	22
P	27	1	(4)	③	障害福祉サービス事業所による障害福祉サービスの質の向上	22
P	28	1	(5)	①	社会参加等を支援する人材の育成	23
P	28	1	(4)	②	福祉に携わる職員の資質の向上	23
P	28	1	(5)	③	福祉に携わる職員の処遇改善等	23
P	28	1	(4)	④	介護分野の人材不足への対応	24
P	29	2	(1)	①	障がい児保育の充実	25
P	30	2	(1)	②	就学・進学における支援	25
P	30	2	(1)	③	成人期への移行支援	26
P	30	2	(1)	④	家族に対する支援	26
P	30	2	(2)	①	早期療育の充実	27
P	31	2	(2)	②	地域療育体制の整備	28
P	31	2	(2)	③	障がい児支援に関するサービスの充実	28
P	31	2	(2)	④	障がい児支援に携わる職員の質の向上	29
P	31	2	(2)	⑤	児童相談所による相談支援	29
P	31	2	(2)	⑥	こども発達支援センターによる相談支援	30
P	31	2	(2)	⑦	児童発達支援センターの機能充実	30
P	32	2	(2)	⑧	小児慢性特定疾病児童等に対する支援	30

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧

プランの掲載頁	分野別施策	施策の方向性	具体的な取り組み			ページ
【基本目標2】質の高い地域生活の実現						
P	32	2	(3)	①	教職員の専門性の向上	31
P	32	2	(3)	②	就学支援委員会	31
P	32	2	(3)	③	校内支援体制の充実	31
P	33	2	(3)	④	施設等環境整備	32
P	33	2	(3)	⑤	進路指導の充実	32
P	33	2	(3)	⑥	多様な学びの場の整備	32
P	33	2	(3)	⑦	大学修学支援	33
P	33	2	(3)	⑧	家族に対する支援	33
P	34	2	(4)	①	こども発達支援センターによる支援	34
P	34	2	(4)	②	発達障がい者支援センターによる支援	34
P	34	2	(5)	①	医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援体制の充実	35
P	34	2	(5)	②	家族への支援体制の充実	35
P	36	3	(1)	①	疾病の予防	36
P	37	3	(1)	②	早期発見・適切な対応	36
P	37	3	(2)	①	重症心身障がい児・者等の支援の充実	37
P	37	3	(2)	②	医療費の助成	38
P	37	3	(2)	③	歯科保健医療の推進	39
P	38	3	(2)	④	二次障がいの予防	40
P	38	3	(3)	①	難病対策の推進	41
P	38	3	(3)	②	難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	41
P	38	3	(4)	①	精神科医療機関等との連携の強化	42
P	39	3	(4)	②	依存症の対策	42
P	39	3	(4)	③	ひきこもりへの対策	42
P	39	3	(4)	④	高次脳機能障がいへの対応	42
P	39	3	(4)	⑤	発達障がいへの対応	42
P	39	3	(4)	⑥	自殺予防への対策	43
P	39	3	(4)	⑦	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	43

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧

プランの掲載頁	分野別施策	施策の方向性	具体的な取り組み			ページ
【基本目標3】 自立と社会参加の仕組みづくり						
P	42	1	(1)	①	事業主への啓発	44
P	42	1	(1)	②	雇用にあたっての支援	44
P	42	1	(1)	③	公共機関での障がい者雇用の促進	45
P	43	1	(1)	④	障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	45
P	43	1	(2)	①	一般企業への就労の促進	46
P	43	1	(2)	②	職場定着の支援	46
P	43	1	(2)	③	求人・求職者情報の提供	47
P	44	1	(2)	④	関係機関との連携による相談支援	47
P	44	1	(3)	①	福祉的就労の場の充実	48
P	44	1	(3)	②	障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	48
P	45	1	(3)	③	共同受注窓口の活用促進	48
P	45	1	(4)	①	多様な働く機会の確保	49
P	45	1	(4)	②	福祉と農業の連携の検討	49
P	46	2	(1)	①	文化芸術活動団体の支援	50
P	46	2	(1)	②	文化芸術活動への支援	50
P	47	2	(1)	③	文化施設等の利用支援	51
P	47	2	(2)	①	スポーツ活動団体の支援	52
P	47	2	(2)	②	スポーツ活動への支援	52
P	48	3	(1)	①	学習機会の提供と講座等の実施	53
P	48	3	(1)	②	社会教育施設等の利用支援	53
P	49	3	(1)	③	余暇活動の場・情報の提供	53
P	49	3	(2)	①	公共交通機関等による外出の支援	54
P	49	3	(2)	②	自家用車による外出の支援	54
P	50	4	(1)	①	ふくしのしおりによる情報の提供	55
P	50	4	(1)	②	わかりやすい広報の推進	55
P	51	4	(1)	③	障がいの特性に応じた情報の提供	55
P	51	4	(1)	④	市長記者会見における手話通訳者の活用	55
P	51	4	(2)	①	コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保	56
P	51	4	(2)	②	熊本市手話に関する施策の推進方針の推進	56
P	51	4	(2)	③	ヘルプマークの利用促進	56
P	51	4	(2)	④	意思疎通支援の充実に向けた検討	56

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧

プランの 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み		ページ	
【基本目標4】安心・安全な生活環境の整備						
P	52	1	(1)	①	地域における避難支援体制づくり	57
P	53	1	(1)	②	避難行動要支援者の避難支援体制の整備	57
P	53	1	(1)	③	施設・事業所における防災体制の整備	58
P	53	1	(1)	④	NET119やFAXを活用した緊急通報の利用促進	58
P	53	1	(1)	⑤	災害時の避難所における支援体制の整備	58
P	53	1	(1)	⑥	福祉避難所及び福祉こども避難所の整備	58
P	54	1	(1)	⑦	災害時の生活再建に向けた支援	59
P	54	1	(1)	⑧	災害時におけるサービス等の支援	59
P	54	1	(2)	①	緊急通報システム貸与事業	60
P	54	1	(2)	②	障がい者支援施設等における防犯対策	60
P	54	1	(2)	③	消費者トラブルの未然防止	60
P	54	1	(3)	①	感染症への対応力強化	61
P	54	1	(3)	②	在宅の重度障がい者等への支援	61
P	55	2	(1)	①	住宅改造や改修に対する支援	62
P	55	2	(1)	②	公営住宅の活用	62
P	56	2	(1)	③	障がい者の居住支援	62
P	56	2	(2)	①	公園・公共施設等の整備	63
P	57	2	(2)	②	安全で快適な道づくり	64
P	57	2	(2)	③	公共交通機関の利便性の向上	64

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解促進・啓発		
施策の方向性		(1)	障がいに対する理解の促進・啓発		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 様々な媒体を用いた理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに対する理解を深めるため、市の広報媒体（市政だよりやホームページ、SNSなど）や新聞・ラジオ・テレビ等の情報メディアを活用し、障がいに対する理解を深める啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。 市民向けの障がいに関するリーフレット等を作成し、情報発信を行います。 	R6	市政だよりや市ホームページ、新聞、ラジオ、テレビ、SNS等の多様な情報メディアを活用したり、リーフレットを作成するなどして、啓発活動を行っていく。また、当課の公式SNSを使い、定期的な情報発信を行う。	-	障がい福祉課
② 各種イベントによる理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者週間」などの様々なイベントや講演会の開催を通じて市民の障がいへの関心を高め、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。 	R6	障害者週間に合わせて、おとなりマルシェ等の各種イベントや広報を行い、障害者週間の認知度を高めるとともに、障がい福祉施策について市民の関心を高める機会を作っていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
③ 共に学ぶ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいに対する正しい理解と共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図ります。 こどもの頃から障がいのある人に対する理解が深まるよう、様々な活動や体験の機会を通じて、園・学校での福祉教育の充実を図ります。 	R6	障がい者理解に関する授業を小中学校の総合的な学習の時間等で実施していくよう呼びかけていく。それぞれの学びの場の充実とともに、交流及び共同学習の充実を図り、相互に人格と個性を尊重し、支え合う取り組みを研修会などで呼びかけを行う。「手話言語条例」の普及啓発についての通知を発出し、学校教育において積極的に手話に触れる機会の推進と参考事例を紹介していく。	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
④ ヘルプマークやヘルプカードの普及	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプマークや、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見からわかりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。 その他の障がいのある人に関するマークの普及啓発を行い、障がいについての理解を促します。 	R6	市の広報媒体にて周知を行うとともに、今後も公共交通機関等の事業者による広報を行う。また、ヘルプカードの周知方法や配付方法等についても新たな検討を行っていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護			
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解促進・啓発			
施策の方向性		(1)	障がいに対する理解の促進・啓発			
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課	
⑤	様々な障がいについての理解	・小学校や中学校において、特別支援教育や発達に関わる相談窓口について記載したリーフレットを配布し、発達障がい等についての正しい理解の促進に努めます。 ・講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。	R6	特別支援教育や、発達障がい等について正しい理解を深めるため合理的配慮等を記載したリーフレットを作成している。その内容を改善し小中学校全家庭に配付するとともに、教育委員HPにも掲載する。	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
ア	精神障がいについての理解促進	・精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神福祉保健普及運動やピアサポーターの活動を通じて精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。	R6	令和6年度はピアサポーター活動の場につながるよう普及啓発活動を行っていく。	精神障がい者地域移行支援事業	こころの健康センター
イ	発達障がい等についての理解促進	・小学校や中学校において、特別支援教育や発達に関わる相談窓口について記載したリーフレットを配布し、発達障がい等についての正しい理解の促進に努めます。 ・講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。	R6	多くの市民が参加しやすいよう、こども発達支援センター主催の講演会を、Web配信で開催予定。発達障がい者支援センター主催の講演会もWeb配信で開催予定であり、市民向け研修会も実施し、発達障がいの特性理解や配慮方法について周知啓発を行う。	①ペアレントトレーニング事業 ②発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター
ウ	難病についての理解促進	・熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会やシンポジウムを開催するほか、当事者会と連携した研修会を実施するなど、難病に関する正しい理解の促進に努めます。	R6	熊本県難病相談・支援センターや患者会等の当事者団体等と連携した関係者への研修や医療相談会・講演会等を実施していくとともに、パネル展示等の啓発活動も継続して行っていく。	①難病相談支援センター事業 ②難病特別対策事業	医療政策課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解促進・啓発		
施策の方向性		(2)	障がい者サポーター制度の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 障がい者サポーター研修（出前講座）の開催	・障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について知る機会を提供することで、障がいのある人への支援につなげることができるように障がい者サポーターを増やしていきます。	R6	令和6年度も引き続き、障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、市民の障がいのある人への理解促進を図っていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
② 障がい者サポーターワークショップの開催	・障がい者サポーターワークショップを開催し、障がいのある人との交流や疑似体験を行って障がいについて学ぶ機会を作ります。	R6	障がいについての市民の関心を高めるため、障がい者相談支援センターと協力し、障がい者サポーター研修会を開催する。また、交流の機会を提供するためのワークショップ等の開催を検討していく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
③ 障がい者施設商品販売会の開催	・障がい者施設で作られている商品を販売するイベントを開催し、販売や商品を通じた交流により、市民への理解促進を図ります。	R6	「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や工賃向上、障がい者就労施設への理解促進を図っていく。	就労継続支援A型事業サポート事業	障がい福祉課
④ 障がい者サポート企業団体の認定	・障がい福祉に関する取組を積極的に行っている企業や団体を「障がい者サポート企業・団体」として認定し、その取組を通して、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識の向上を図ります。	R6	障がい者サポート企業・団体制度について企業へ働きかけを行うとともに、認定団体の取組を広く事業者や市民に周知し、障がいのある方の働きやすい環境づくりや意識の向上を図っていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解促進・啓発		
施策の方向性		(2)	障がい者サポーター制度の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
⑤ ボランティア活動の啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センター・あいぽーとにおいて、障がい福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び効果的な情報提供に取り組みます。 ・障がい者サポーター研修を通じて、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。 	R6	市民活動支援センター・あいぽーとのホームページ上に、障がい福祉に関するボランティア募集情報を掲載する。引き続き、障がい者サポーター研修等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図り、ボランティアへの参加を促していく。	<ul style="list-style-type: none"> ①市民公益活動推進経費 ②熊本市障がい者理解促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動推進課 障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・養成にあたっては、ボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。 ・障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行うほか、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会の提供に取り組みます。 	R6	市民活動支援センター・あいぽーとを通じて、左記サービスを実施する。	市民公益活動推進経費	地域活動推進課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解促進・啓発		
施策の方向性		(3)	障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 障がい福祉施策の 広報・啓発活動	・障がい福祉施策を幅広い市民の理解を得ながら進めていくため、様々な手段を活用した市民にわかりやすい広報・啓発活動を行います。	R6	障がい者相談支援センターと協力しながら、障がい者サポーター制度に関する取り組みを実施し、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図っていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
② 障害者週間における 広報・啓発活動	・障害者週間においては、各種行事の開催とあわせて広報の機会を増やす等、市民の障がい福祉施策への関心を高める機会の提供を行います。	R6	障害者週間に合わせて、おとなりマルシェ等の各種イベントや広報を行い、障害者週間の認知度を高めるとともに、障がい福祉施策について市民の関心を高める機会を作っていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
③ 地域に対する 広報・啓発活動	・地域の障がいへの理解が深まるように、障がい者相談支援センターと協力して地域向けの障がい者サポーター研修（出前講座）などに取り組みます。 ・地域支援の拠点施設であるまちづくりセンターと連携して、障がいへの理解が広がる取組を進めます。	R6	関係機関と連携し、精神障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるため、さらに地域住民への障がいの理解啓発活動を行う。	相談支援事業経費	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進		
施策の方向性		(1)	障がいを理由とする差別解消の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 障害者差別解消法の広報・啓発	・障がい者サポーター研修や啓発イベントのほか、イラスト入りのリーフレット等を活用して障害者差別解消法についてわかりやすく周知し、市民や民間事業者の理解促進に努めます。	R6	障がい者相談支援センターと協力しながら、障がい者サポーター研修の中で障害者差別解消法について説明を行い、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図っていく。	障がい者差別解消推進経費	障がい福祉課
② 差別解消のための取組	・差別的取扱いに関する相談窓口を周知し、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供に関する推進に取り組めます。 ・障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行い、ます。相談・対応事例を蓄積し関係機関等で共有することで、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。	R6	障害者差別解消法の周知啓発に努めるとともに、相談窓口での対応を行っていく。 また、相談対応事例の共有するため、障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	障がい者差別解消推進経費	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進		
施策の方向性		(2)	権利擁護の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 権利擁護に関する啓発	・障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者基本法や障害者権利条約等の障がい者関係法令の周知を図るほか、各種相談窓口の紹介など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。	R6	市の広報媒体等を通して、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に努める。	障がい者差別解消推進事業	障がい福祉課
② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進	・判断能力が十分でない認知症や知的障がい・精神障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行います。また、当事業の周知・普及を図ります。	R6	専門員は初回相談後、速やかに事業説明を行い対象者の利用意思確認後、契約に向けた調査に迅速に取り掛かり、特に相談の多い中央区・東区の待機期間の短縮を目指す。熊本市成年後見支援センターと連携して、成年後見制度等の適切な利用にスムーズに移行できるよう支援する。	①市民後見人養成事業 ②法人後見事業 ③熊本市成年後見支援センター運営事業 ④熊本市成年後見制度利用支援事業	健康福祉政策課
③ 成年後見制度等の利用促進	・障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度利用支援が必要な方の申立手続きを行います。 ・熊本市成年後見支援センターと連携を図り、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組み、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援体制の強化を図ります。	R6	成年後見制度を広く周知し、地域の障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促すとともに、必要な方には市長申立による制度利用を行う。	①市民後見人養成事業 ②法人後見事業 ③熊本市成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進		
施策の方向性		(3)	障がいのある人への虐待の防止		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 虐待防止に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法に係る虐待防止や虐待発見者通報義務等の周知・啓発に努めます。 ・熊本市障がい者虐待防止センターを窓口として、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受付や、虐待に関する啓発活動、障害福祉サービスを実施する事業者に対しては指導の強化を行い、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。 ・熊本市障がい者虐待防止連絡会議において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。 	R6	市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に努める。	障がい者虐待防止対策支援事業	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進		
施策の方向性		(4)	行政等における合理的配慮の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 職員等への啓発・資質の向上	・福祉疑似体験などを含んだ職員研修や障がい者サポーター研修を通して、障がいのある人と直接交流することにより、正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。	R6	職員に対する障がいや障がい者についての正しい理解や支援方法について効果的な啓発方法を検討していく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
		R6	新規採用職員研修時に福祉疑似体験、手話研修、講演会を実施する。 各階層別研修時に動画配信による研修を実施する。 障がいのある職員が配属されている管理職及び主査級・指導員・同僚向けに、障がいのある職員対応研修を実施する。 また、任意参加者も募集する。	新規採用職員採用時研修等	人材育成センター
② 行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（職員対応要領）に関する研修・周知を行います。 ・障がいのある人に対し、職員による障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。	R6	主査級、課長級の昇任者研修において差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の周知を図る。	合理的配慮関連経費	人事課
② 催事における合理的配慮 - ア	・障がいのある人が参加する催事においては、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。	R6	障がいの有無に関わらず催事に参加できるよう、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう周知を図る。	障がい者差別解消推進経費	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護		
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進		
施策の方向性		(4)	行政等における合理的配慮の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
② - イ	選挙における合理的配慮 ・選挙人が自ら投票所に足を運び投票できるよう可能な限りバリアフリーの施設を選定し、点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台を設置するなど投票環境を整備し、代理投票等の案内を行います。 ・投票所に選挙コミュニケーション支援ボードを用意し、障がいのある人への配慮を行います。 ・ホームページに掲載している「投票支援カード」の様式を印刷し、手伝ってほしい項目を事前に記入、投票所の係員に渡すと、その方が必要としているお手伝いを行います。	R6	現時点では今年度に選挙執行の予定はないが、衆議院解散など、急遽選挙が執行されることになった場合は、取り組みを行う。	-	選挙管理委員会事務局
② - ウ	職員採用時の合理的配慮 ・市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した対応に努めます。また、採用後は職場環境の改善や職員の理解啓発により、働きやすい環境整備を行います。	R6	障がいのある職員の定期的な面談・職場訪問等を行い、障がいのある職員に対する理解を深めるとともに、働きやすい環境づくりに取り組む。	合理的配慮関連経費	人事課
		R6	採用試験問題及び解答用紙の拡大やルビ振り、座席配置、受験者本人の要望等、受験者それぞれの障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。	採用試験	人事委員会事務局

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援		
施策の方向性		(1)	地域移行支援・地域生活支援の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 施設等からの地域生活への移行支援	・障がいのある人が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して送ることができるよう、相談支援や障害福祉サービス等の充実を図ります。	R6	入所施設や病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を図る。そのために必要な支給決定処理を遅滞なく迅速に行うよう努める。	地域生活支援事業	障がい福祉課
② 地域生活支援拠点等の機能の充実	・障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親なき後も見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用した居住支援の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に取り組みます。	R6	地域の関係機関のネットワーク作りを行っていくとともに、地域全体での障がいへの理解促進や災害時における支援体制の検討を図る。 緊急時の受け入れの際の手順のマニュアルやフローチャートを作成し、関係機関の情報共有を図る。	相談支援事業経費	障がい福祉課
③ グループホームの整備の促進	・障がいのある人が地域で安心して自立した生活が送れるように、利用者のニーズをふまえて計画的にグループホームの整備を促進します。	R6	短期入所事業所や日中サービス支援型のグループホームでの空き情報の把握や受け入れ体制の可否について整理を進める。 グループホームの研修会等を通して、事業所間のネットワークづくりを行い、体験の機会・場を提供できる事業所の確保に務める。	相談支援事業経費	障がい福祉課
		R6	R6年度についても、共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	介護給付費等支給決定事務	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援		
施策の方向性		(2)	相談支援体制の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 相談支援事業の充実	<p>・障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。</p>	R6	障がい者自立支援協議会相談支援部会および各区の障がい福祉ネットワーク会議等を通し、スキルアップや連携強化を図り、総合的な相談支援体制の充実を図る。	相談支援事業経費	障がい福祉課
	<p>・障がい者自立支援協議会相談支援部会において、相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図ります。</p>	R6	相談支援事業への参入勧奨を行うと同時に、既存事業所については、加算の取得促進や関係機関等との連携強化を行うことで、相談支援の向上を図っていく。	①計画相談支援事業 ②障害児相談支援事業	障がい福祉課
② 障がい者相談支援センターの充実	<p>・障がいのある人やその家族等からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障がい者相談支援センターにおいて、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースへの対応を行います。</p> <p>・地域支援員を配置して、地域の関係機関や福祉関係者とのネットワークの構築、理解促進に関する取組を行います。</p> <p>・障がい者相談支援センターを中心とした区ごとの障がい福祉ネットワーク会議を開催し、円滑な連絡協力体制を確立し、相談支援の充実につなげます。</p>	R6	障がい者相談支援センターにおいて、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースへ対応するほか、各センターに配置する地域支援員において、地域の体制づくりを進める。	相談支援事業経費	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援		
施策の方向性		(2)	相談支援体制の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
③ 家族に対する支援	・乳幼児期から成人期、親なき後まで、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談支援を充実させるとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実を図ります。	R6	家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、迅速かつきめ細かで寄り添った相談対応を行い、関係機関と連携した支援に取り組む。	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター
		R6	家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、電話や来所等での相談支援に取り組む。	精神保健相談支援事業	こころの健康センター
④ 身体・知的障がい者相談員の設置	・障がいのある人の生活全般や福祉サービス利用などについての相談支援を行います。	R6	相談員と連携しながら、電話等での相談支援に取り組む。	障がい者相談員設置経費	障がい福祉課
⑤ 民生委員・児童委員の養成	・地域の身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。	R6	会長研修会、大学講座、全体研修会、新任者研修会、主任児童委員研修会など、様々な機会を通し、仕事をしている方でも研修に参加しやすく、見返すこともできると好評な動画研修を実施するなど、ICTの活用を推進しながら、民生委員・児童委員の資質の向上を目指す。	民生委員活動等経費	健康福祉政策課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援		
施策の方向性		(3)	障がい特性に応じた支援		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 発達障がい者に対する支援	・発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。	R6	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行う。	発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター
② 難病患者に対する支援	・熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の日常生活や就労についての相談、医療講演会や患者・家族交流会の開催など、必要な情報の提供や支援を行います。	R6	熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、Webを活用した関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。併せて、当課においても医療講演会・相談会を実施し、必要な情報の提供や支援を行う。また、訪問相談事業も継続して実施する。	①難病相談支援センター事業 ②難病特別対策推進事業	医療対策課
③ 障がいのある高齢者に対する支援	・障がいのある高齢者が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）※等の関係機関との連携に努め、介護保険サービスへの円滑な移行等を目指します。	R6	障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）との意見交換会を令和6年度は2回実施予定であり、介護保険サービスへの円滑な移行ができるよう連携を図る。	相談支援事業経費	障がい福祉課
		R6	障がい者相談支援センターと地域包括支援センターの職員を対象とした合同研修会を開催し、連携強化を図る。	地域包括ケアシステム推進経費	高齢福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援		
施策の方向性		(3)	障がい特性に応じた支援		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
④ 家族会・当事者会の活動支援	・障がいのある人やその家族が運営する当事者会・家族会と連携し、その活動の支援を図ります。	R6	計8団体へ補助金の交付を行う計画である。補助金の交付対象となる運営費や事業費について、予算書及び計画書にて交付を審査し、年度もしくは当該活動終了後に実績報告書にて収支や活動内容等の確認を行い、金額等の最終確定を実施する。	障がい福祉団体助成	障がい福祉課
		R6	家族教室での家族相談を通して家族が抱える困りごとについての対応方法や、社会資源等の情報提供を行う。	精神保健対策事業	こころの健康センター
⑤ 関係機関・団体との連携による支援体制の充実	・支援機関や関係機関・団体、有識者などで構成する各種協議会を設置し、本市の現状や、各機関における課題や情報を共有したうえで、本市の支援の方向性等を協議し、障がいのある人の支援体制の充実に努めます。	R6	障がい者自立支援協議会や各部会、障害者施策推進協議会などで、地域の現状や地域課題について協議・共有し、関係機関や当事者団体との連携強化に努める。	①相談支援事業経費 ②地方障害者施策推進協議会経費	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援		
施策の方向性		(4)	障害福祉サービス等の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 障害福祉サービス等の円滑な提供	・障がいのある人が地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供基盤の充実を図り、障がいの特性に配慮した適切な提供に努めます。	R6	共同生活援助事業への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	①就労移行支援事業 ②共同生活援助事業	障がい福祉課
	・熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、特に推進が必要な障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助について計画的に進めます。	R6	障がい福祉計画・障がい児福祉計画や当事者等のニーズに基づいて、計画的に施設整備を進める。	障害者社会福祉施設整備費助成	障がい福祉課
② 障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上	・障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。	R6	今後も職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進を図る。	—	障がい福祉課
	・障害福祉サービス等の質の平準化に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。	R6	多様なケアニーズに対応できる従事者の養成を図るための研修等について、事業者へ周知を行う。	—	障がい福祉課
③ 障害福祉サービス事業所による障害福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。 ・障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進します。 ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて必要なサービス事業所を選択できるように努めます。 ・障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの質の向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。 	R6	情報公表制度について正確な情報を素早く発信できるよう努め、苦情解決体制の充実については、障害者（児）の理解促進を事業者に対し行うとともに、サービスの質の向上を図る。	—	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援		
施策の方向性		(5)	福祉に携わる人材の育成		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 社会参加等を支援する人材の育成	・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員や点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を行います。	R6	視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う。、また、手話通訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を引き続き行う。	①手話通訳奉仕員養成事業 ②手話通訳者養成事業 ③要約筆記者養成事業 ④盲ろう者通訳・介助員養成事業 ⑤点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい福祉課
② 福祉に携わる職員の資質の向上	・障害福祉サービス事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。	R6	制度理解のための集団指導の実施や多様なケアニーズに対応できる従事者の養成を図るための研修等の周知を行う。	-	障がい福祉課
	・熊本県難病相談・支援センターにおいて、保健・医療・福祉サービスの実施機関の職員等に対する各種研修会、難病患者の在宅療養支援のための講座等を実施します。	R6	熊本県難病相談・支援センター等と連携した関係者への研修や難病患者の在宅療養支援のための講座等を実施する。併せて、当課においても支援者の研修等人材育成のための在宅療養支援者研修会を熊本市難病対策地域協議会との共催で開催し、福祉に携わる職員の資質の向上を図る。	①難病相談支援センター事業 ②難病特別対策推進事業	医療対策課
③ 福祉に携わる職員の処遇改善等	・障害福祉サービス事業所等の職員が安心して働きつづけられるよう、実地指導や集団指導を通じて、事業者等に対して職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組を促し、従事者の離職防止・定着を図ります。	R6	職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員処遇改善加算の算定を適切に行い、取得促進を図る。	-	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援		
施策の方向性		(5)	福祉に携わる人材の育成		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
④ 介護分野の人材不足への対応	・訪問介護分野の人材不足は喫緊の課題であるため、人材の育成と確保に向けた取組を推進します。	R6	人材の確保のため処遇改善加算等の取得を推奨し、人材の育成に向けた研修等の周知を行う。	—	障がい福祉課
	・介護の仕事の魅力向上を図るために、関係機関と連携し、説明会やイベント、就職面談会等を開催することで魅力ややりがいを発信します。	R6	求職者に対しては、介護関連事業所を含めた求人企業との出会いの場として、年間5回の合同就職説明会を開催する。県内外の大学生等に対しては、地場の介護関連事業所の魅力を知ってもらう機会として、地場企業インターンシップを開催する。 小中学生に対しては、介護の仕事の魅力を知ってもらい、将来的な人材確保を目的として「しごと学びWebライブ」を開催する。	①合同就職説明会 開催経費 ②地場企業インターンシップ促進事業 しごと学びWebライブ事業	雇用対策課
	・事業所においてICTの活用や介護ロボットの導入が進み、介護職員の負担軽減や業務改善につながるよう、働きやすい職場環境づくりを支援します。	R6	国の補助金等を活用し、事業所におけるDX化の推進および介護職員の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境づくりを進める。	①ICT導入モデル事業 ②介護ロボット等導入支援事業	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(1)	ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の保育所等において、障がいのあるこどもの受入れを促進します。 ・受入れにあたっては、個々の発達状態や障がいの程度に応じて必要な保育が提供できるよう、医療・福祉関係機関と連携し、専門機関が有する知識・技術を活かした障がい児保育に関する研修を実施するとともに、保育所等への訪問指導等を行うことにより、保育士のスキルアップを図ります。 	R6	<p>障がい児保育に関する研修の実施と、園内の体制と連携作りに取り組んでいく。〔障がい児保育の知識スキル向上を目指した研修の開催（R6年9月と11月）〕</p> <p>医療的ケア児受け入れに関しては、ガイドラインに沿って遂行しながら、課題の抽出を行い受皿拡大に向けた検討を行っていく。〔医療的ケア児受け入れ向上を目指した研修の開催（R6年6月と11月頃）〕</p> <p>保育所等訪問支援等を活用し、医療・福祉関係機関との連携を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①公立児童発達支援事業 ②私立保育所等障がい児保育助成 	保育幼稚園課
② 就学・進学における支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくため、医療・保育・福祉の関係機関が連携して保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。 ・教育相談室と子ども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。さらに特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を各区で実施し、情報提供の充実を図ります。 	R6	特別支援教育室、教育相談室、子ども発達支援センターの連携会議を継続し、スムーズに支援につながるための方法を検討する。また、関係各課による連携会議において、相談支援ファイル作成と活用について検討する。	子ども発達支援センター運営経費	子ども発達支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する子どもに必要な支援内容や方法については、個別の教育支援計画の追記や移行支援シートを活用して就学先や進学先に引き継ぐことにより、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指します。 	R6	<p>校務支援システム内の個別の教育支援計画の統一様式を活用について特別支援学級等主任会や特別支援教育コーディネーターで周知していく。</p> <p>移行支援シートや個別の教育支援計画の引き継がれた内容の有効な活用のために特別支援教育コーディネーター研修等で校内での支援体制構築を推進していく。</p>	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(1)	ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
③ 成人期への移行支援	・学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。	R6	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図る。また、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行う。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
	・ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行います。	R6	ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、主に学校卒業後の就労に向けた支援を行う。	発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター
④ 家族に対する支援	・保護者がこどもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行います。	R6	熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づく加配支援員を配置し、関係機関との連携やマニュアルの活用、巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。	熊本市放課後児童健全育成事業	放課後児童育成課
	・子育ての難しさを感じる保護者が、こどもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者がこどもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。	R6	所内でプログラムを継続するとともに、地域の事業所等でプログラムが開催できるよう、外部支援者の見学受け入れ、実施への協力を行う。	ペアレントトレーニング事業	こども発達支援センター
	・家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所、日中一時支援事業など家族に対する支援の充実に努めます。	R6	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図る。	介護給付費等支給決定事務	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(2)	療育・相談支援体制の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 早期療育の充実	<p>・乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に課題がある子どもを早期に発見し、子どもの健やかな成長と自立した生活の実現のために、子どもとその家族に適切な療育や支援を行います。</p> <p>・市立幼稚園では、集団生活の中で困りごとや就学に向けて学校生活や学習面に不安を持つ子どもを対象に通級指導教室（あゆみの教室、ことばの教室）を設置し、保護者や関係機関等と連携を図りながら指導及び相談・助言を行います。</p> <p>・児童発達支援ルームでは、発達に課題がある子どもとその保護者を対象に、療育活動や相談・助言の実施などの親子療育を行います。</p> <p>・児童発達支援ルームでは、発達に課題がある子どもとその保護者を対象に、療育活動や相談・助言の実施などの親子療育を行います。</p>	R6	乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に遅れがある子どもを早期に発見し、適切な療育や指導を行う。また、各区の心理相談と連携するための情報交換を行う。	①子ども発達支援センター運営経費 ②子育てスマイルサポート事業	子ども発達支援センター
		R6	教育福祉連携コーディネーターが園を訪問し、園の状況を確認するとともに、園と関係機関の連携について助言する。まなび創造プログラムの計画に沿って、ことばの教室の拡充に向けた取り組みを行う。	幼稚園障がい児教育経費	総合支援課
		R6	発達に課題がある子どもとその保護者を対象に、療育活動や保護者への相談・助言を行う。子どもの理解や子育てのヒントを目的に定期的な保護者研修を実施する。市内の保育所等を対象とした研修や訪問を実施し、地域支援の充実を図る。	公立児童発達支援事業	保育幼稚園課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(2)	療育・相談支援体制の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
② 地域療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや障がいの疑いのある子ども及びその保護者に対して、地域で療育に関する相談や指導等が受けられるよう、障害児等療育支援事業を活用し、在宅支援を充実していきます。 ・関係課が連携して、支援のための地域の関係機関のネットワーク化を推進します。 ・障がいのある子どもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。 	R6	障がい児等が身近な地域で療育を受けられるよう障害児等療育支援事業（地域障害児支援体制強化事業）を実施し、在宅の障がい児(者)・保護者へ療育支援を行う。	地域障害児支援体制強化事業	障がい福祉課
		R6	各地域の関係機関のネットワーク化を図るための事業を検討する（研修会、意見交換会等）。	地域療育関連経費	こども発達支援センター
③ 障がい児支援に関するサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。 ・重度の障がい等の状態にあり障害児通所支援を利用することが難しい障がい児に対しては、居宅訪問型児童発達支援により発達支援を行います。 ・サービス提供にあたっては、国が策定したガイドラインの活用を推進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。 	R6	<p>令和6年度報酬改定により、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準に、事業所が、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの作成・公表が定められ、事業所に公表を求めていく。</p> <p>第3次児童福祉計画に基づき、区ごとに事業所数を定め指定を行っていく。また、重心型の事業所については、重心児や医療的ケア児が身近な地域でサービスを受けられるように、事業所の指定を行っていく。</p> <p>また、令和6年度改定予定の児童発達・放課後等デイサービスガイドラインの周知を図る。</p> <p>児童発達支援センターの機能強化事業で、地域の障害児通所支援事業所への研修や巡回相談を行い、引き続き事業所の質の向上に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①障害児通所支援事業 ②地域障害児支援体制強化事業 	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(2)	療育・相談支援体制の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
④ 障がい児支援に携わる職員の質の向上	・保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、発達支援についての正しい知識と具体的な支援方法についての研修を行い、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施して資質の向上を図ります。	R6	学校等に対しては、校長会などの機会を捉えて発達支援に関する講演を行う。障害福祉サービス事業者に対しては、実地指導や集団指導を行う。	-	障がい福祉課
		R6	他課の主催する研修会の企画運営に協力する。また、各区支援者ネットワークで企画する研修会の中で、関係機関の連携による支援の実践を共有する場を設ける。 保育所等の園内支援体制の強化を図るため、他課と連携した支援者研修や巡回相談を実施する。	地域療育関連経費、ペアレントトレーニング事業	こども発達支援センター
⑤ 児童相談所による相談支援	・18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談などこどもに関する様々な相談支援を行います。 ・こどもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向にある児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。	R6	こどもの福祉の増進のため、こどもに関する様々な相談支援を行うこと、専門的な援助を行うことを目的として、以下の2点に努める。 ①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を行う。障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を適切及び遅滞なく行う。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部を助成する。	①障害児施設措置・給付経費 ②障害児施設利用負担助成事業	児童相談所

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(2)	療育・相談支援体制の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
⑥	<p>子ども発達支援センターによる相談支援</p> <p>・障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行います。</p>	R6	<p>障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。</p> <p>また、園や学校訪問によるケース検討の中で、子どもや環境に応じた支援・助言を行う。</p>	子ども発達支援センター運営経費	子ども発達支援センター
⑦	<p>児童発達支援センターの機能充実</p> <p>・主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。</p> <p>・児童発達支援センターに機能強化員を配置し、子ども発達支援センターと連携して地域の児童発達支援事業所等への巡回訪問や研修を実施することにより、療育機能の質の向上を図るとともに、地域の障害児通所支援事業所間のネットワークの構築を図っていきます。</p>	R6	<p>南区・東区・北区において機能強化事業を実施し、子ども発達支援センターと連携し障がい児通所支援事業所の質の向上を図る。</p> <p>巡回訪問や各種研修を実施し、療育機能の質の向上と支援事業所間のネットワーク構築を図る。</p>	地域障害児支援体制強化事業	障がい福祉課
⑧	<p>小児慢性特定疾病児童等に対する支援</p> <p>・慢性的な疾病を抱える児童やその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域のニーズ把握や課題分析を行い、個別相談支援や相互交流支援等につなげます。</p>	R6	<p>対象者へアンケートを行い、どのような課題やニーズがあるか把握し分析を行う。</p> <p>また相互交流支援事業を実施し、家族同士が交流し情報収集を行うことができる場を設ける。</p>	相互交流事業	子ども支援課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(3)	学校教育の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 教職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター※研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。 ・特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室担当教員を対象に、社会の変化に対応した専門的な指導法の研修等を実施し、こどもの状況に応じてきめ細かな指導ができるよう指導力と資質の向上を図ります。 	R6	<p>特別支援教育コーディネーター研修会を複数回実施し、各学校での、共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進について周知する。</p> <p>全ての教員が特別支援教育に関する校内研を受講できるように動画コンテンツを整備し、学校に対して活用を促す。</p> <p>特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室担当教員全員それぞれのニーズに応じた研修会を実施。</p> <p>特別支援学級・通級指導教室担当教員に授業づくり支援訪問を実施し、指導主事が授業を参観し、こどもの実態に応じた指導を行っていくよう指導助言を行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①笑顔いきいき特別 ②支援教育推進事業 	総合支援課
② 就学支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会は、本人・保護者に対し、教育的ニーズに応じた適切な学びの場を選択できるように助言を行います。 	R6	<p>就学支援委員会で委員からの意見をもとにして、保護者や学校に対し、教育的ニーズに応じた学びの場を選択できるよう、助言を行っていく。</p>	-	総合支援課
③ 校内支援体制の充実 - ア 相互理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのあるこどもとないこどもが共に学びあい相互に理解を深めるため、交流及び共同学習を進めるとともに、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進します。 	R6	<p>共生社会の実現に向けて、障がいがあるこどもと、障がいがないこどもが、相互に尊重し合いながら協働していく交流及び共同学習推進のため通知を发出していく。</p> <p>授業づくり支援訪問やステップアップサポーターの派遣により、通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業の実施を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①笑顔いきいき特別 ②支援教育推進事業 	総合支援課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(3)	学校教育の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
③ イ 校内支援体制の充 実 校内委員会等の設 置	・各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、具体的支援の計画・検討などを行う校内委員会を設置します。 ・児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため教員を補助する学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置します。	R6	特別支援教育コーディネーターが核となり、支援を要することもたちの具体的支援方法を検討したり、校内支援体制を構築していくための研修を実施する。 各学校の状況を把握し、状況に応じて安全確保や学習環境の改善を図るため、学級支援員を配置している。また、医療的ケアを必要としている児童生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を配置している。また、それぞれ、専門性を確保するために年間3回の研修を実施していく。	①笑顔いきいき特別支援教育推進事業 ②学級支援員関連経費	総合支援課
④	施設等環境整備 ・障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備充実に努めます。	R6	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、スロープやバリアフリートイレといった、校舎等の施設・設備の整備充実に引き続き努めます。	①施設整備経費 ②義務教育施設整備事業 ③特別支援学級教室改修経費	学校施設課
⑤	進路指導の充実 一人ひとりの児童生徒の進路希望を踏まえ、特性に応じた進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。	R6	担当者の研修会で進路先就労先の情報を提供したり、実践例を共有したりすることで、特別支援学級担任の進路に対する視野を広げ、児童生徒一人ひとりの特性に応じた進路について考える機会を確保していく。	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
⑥	多様な学びの場の整備 ・障がいのある児童生徒が、居住する身近な地域において適切な教育を受けることができるよう努めます。 ・個別的教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の整備を行います。	R6	地域の学校に就学することを基本に学びの場を選択するよう、学校・園に周知するとともに、保護者に対しても、教育相談や就学説明会を通じて理解を深めていく。	—	総合支援課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現				
分野別施策		2	障がい児支援の充実				
施策の方向性		(3)	学校教育の充実				
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課		
⑦	大学修学支援		・重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。	R6	利用学生の要望を踏まえ、引き続き大学等と連携を図りながら事業を実施する。	-	障がい福祉課
⑧	家族に対する支援 - 放課後児童クラブ （児童育成クラブ）における受入れ		・障がいのあるこどもの放課後児童クラブの利用が増えていることから、必要に応じて加配支援員を配置するなどして受入れ環境を整備します。 ・巡回指導員による助言、支援についてのマニュアル等の活用や研修を通して、クラブ支援員の資質の向上を図ります。	R6	熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づく加配支援員を配置し、関係機関との連携やマニュアルの活用、巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。	熊本市放課後児童健全育成事業	放課後児童育成課
⑧	家族に対する支援 - 障害児タイムケア事業		・障がい児を日常的にケアしている家族のレスパイトケア※及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、障害児タイムケア事業を実施します。	R6	障がい児を日常的に介護している家族のレスパイトケア及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、関係機関との連携を図りながら、障害児タイムケア事業を実施する。	-	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(4)	発達障がい児への支援		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
①	<p>子ども発達支援センターによる支援</p> <p>・障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。</p>	R6	障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	子ども発達支援センター運営経費	子ども発達支援センター
②	<p>発達障がい者支援センターによる支援</p> <p>・発達障がいのある子ども及びその家族等に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行います</p> <p>・発達障がいのある子ども及びその家族等に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行います</p> <p>・高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>・研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行います。</p>	R6	発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行う。また、高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図り、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行う。	発達障がい者支援センター運営事業経費	子ども発達支援センター

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		2	障がい児支援の充実		
施策の方向性		(5)	医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及び重症心身障がい児が地域において適切な支援が受けられるように保健・医療・障がい福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取組を推進します。 ・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保育所等の受入体制の整備を促進します。 ・医療的ケア児等の生活システム構築のために、障害福祉サービス等とつなぐキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターの養成に取り組みます。 	R6	医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修を実施し、「熊本市医療的ケア児等コーディネーター」を増やしていくとともに相談支援体制の定着を図る。また、重症心身障がい児等在宅ネットワーク会議を開催し、地域課題の解決策を検討する。	重症心身障がい児等在宅支援事業	障がい福祉課
② 家族への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の医療的ケア児及び重症心身障がい児に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族のレスパイトを促進できるよう、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 ・医療的ケア児及び重症心身障がい児が、自宅中心で地域生活を営んでいくために、医療型の短期入所の整備などレスパイトケアの充実を図ります。 	R6	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図っていく。	-	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供		
施策の方向性		(1)	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 疾病の予防	・育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。	R6	妊娠期から乳幼児期は母子の健康づくりを行うため、育児サークルや離乳食教室等で基本的な生活習慣の確立について啓発を実施する。また、成人期に対して、SNSや熊本健康アプリ等を活用し、健康情報の発信や特定健診・がん検診の受診勧奨など啓発を行う。	①生活習慣病等総合対策経費 ②校区単位の健康まちづくり事業	健康づくり推進課
	・障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。	R6	熊本市内で出生した新生児のかかとから少量の血液を採取し、検査機関にて20種類の病気の検査を行う。陽性の疑いがある場合は、速やかに精密検査機関へ繋ぐ。また、令和4年度から追加した3種類については、一部公費負担を行う。	先天性代謝異常等検査事業	こども支援課
② 早期発見・適切な対応	・乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。	R6	引き続き、個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	①がん検診経費 ②健康診査普及（受診勧奨経費）	健康づくり推進課
	・障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。	R6	乳幼児健康診査において、疾病や発達障害の早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関等の紹介を行う。	①妊婦・乳児健康診査委託事業 ②幼児健診経費	こども支援課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現			
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供			
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実			
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課	
① - ア	重症心身障がい 児・者等の支援の 充実 総合的な支援体 制の確保	・重症心身障がい児・者等の支援に当たっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。	R6	医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップを実施し、「医療的ケア児等コーディネーター」の定着を図ると同時に、基幹相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターが市町村コーディネーターとしての位置づけを明確にすることで相談支援体制の充実を図る。また、引き続き重症心身障がい児等在宅ネットワーク会議を開催し、地域課題の共有及び解決策を検討する。	重症心身障がい児 等在宅支援事業	障がい福祉課
① - イ	重症心身障がい 児・者等の支援の 充実 重症心身障がい児 等に対応した相談 支援体制の整備	・医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、障がい児から障がい者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。	R6	身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を選任し、地域における身近な相談窓口体制の確立を目指す。相談状況や相談員の意見も踏まえ、今後の相談支援体制の検証を行う。	障がい者相談員設 置経費	障がい福祉課
① - ウ	重症心身障がい 児・者等の支援の 充実 療育、リハビリテ ーション機関の確保、 レスパイトケアの充 実	・NICU退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。	R6	居宅訪問型児童発達支援事業所の指定と制度内容の周知を行う。	児童発達支援事業	障がい福祉課
① - エ	重症心身障がい 児・者等の支援の 充実 行動障がいのある 人に対する支援	・在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など、行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。	R6	今後、養成される中核的人材を活用し地域の連携体制を整備する。	-	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供		
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
② 医療費の助成	・障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、小児慢性特定疾病や重度心身障がい者（児）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の医療費助成を行います。	R6	重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。	重度心身障害者（児）医療費助成	障がい福祉課
	・障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、小児慢性特定疾病や重度心身障がい者（児）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の医療費助成を行います。	R6	適正な助成を行うため関係機関との連携を図りながら実施継続していく。	自立支援医療（精神通院医療）事業	こころの健康センター
	・障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、小児慢性特定疾病や重度心身障がい者（児）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の医療費助成を行います。	R6	事業対象者に受給者証や医療券等を発行し、医療費負担を軽減する。	①小児慢性特定疾病医療費支援事業 ②養育医療支援事業 ③自立支援医療費（育成医療）支援事業	こども支援課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現			
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供			
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実			
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課	
③ - ア	歯科保健医療の推進 歯科疾患の予防	・歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で障がいのある未就学児等を対象にむし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。 ・障がい児(者)団体等と連携し、障がいのある人の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。	R6	障がい児等の未就学児を対象に各区役所で歯科相談、フッ化物塗布と口腔ケアを実施する。幼児健診時などに対象となる児の保護者に事業を紹介するなどして啓発を行う。県歯科医師会のホームページを紹介するなどして障がい児(者)が受診できる歯科医院の情報提供を行う。節目年齢歯科健診、妊婦歯科健診、フッ化物塗布事業の協力医療機関に熊本県歯科医師会口腔保健センターが追加されたことをきっかけに、障がい児(者)が事業を利用しやすい環境を整備する。	①歯っぴー事業 ②節目年齢歯科健診事業 ③妊婦歯科健診事業 ④フッ化物塗布事業	健康づくり推進課
③ - イ	歯科保健医療の推進 歯科受診の推進	・歯科医療については、障がいのある人が、身近な歯科診療所で安心して診療を受けることができるよう、障がい児(者)口腔ケア事業を実施し、障がい児(者)歯科地域協力医での受診を推進します。	R6	歯科医師及び歯科衛生士が、障がい児(者)に対する歯科保健医療に係るスクリーニングの実施、サービスの提供を行う。また、保護者や施設職員等からの個別相談を受ける。	障がい児(者)口腔ケア事業	障がい福祉課
③ - ウ	歯科保健医療の推進 歯科保健医療体制の充実	・熊本県歯科医師会口腔保健センター、熊本市歯科医師会との連携強化を図り、身近な地域で受診可能な歯科保健医療体制の充実を図ります。	R6	地域で受診可能な歯科保健医療体制の充実のため、引き続き、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターの運営支援を行う。また、熊本市歯科医師会との連携も図る。	口腔保健センター負担金(県の障がい児・者歯科医療提供体制強化事業託：県への負担金)	医療対策課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供		
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
④ 二次障がいの予防	・一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。	R6	障がい者サポーター研修等を通じ、市民および職員へ障がいに関する正しい知識の提供を行う。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
	・一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。	R6	電話や来所等にて相談支援を行うとともに、関係機関への技術支援を実施していく。また、各研修会、講演会等を通じ、障がいに関する正しい知識の普及啓発に取り組む。	①精神保健相談支援事業 ②精神保健研究・啓発事業	こころの健康センター
	・一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。	R6	教職員、学級支援員、家庭地域に対し、研修会の実施や特別支援教育リーフレットの配付（HP掲載含む）を通して理解を広げる。	①笑顔いきいき特別支援教育推進事業 ②学級支援員関連経費	総合支援課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供		
施策の方向性		(3)	難病に関する保健・医療施策の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 難病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問相談等、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行うための支援を行います。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行います。 	R6	<p>児童の難病（小児慢性特定疾病）に関して、相互交流支援事業を行っている。また対象者へ医療費の助成を行う。</p>	-	こども支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関（者）、指定医療機関、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。 ・難病に対する相互理解を深めるため、市主催の研修会や講演会、医療相談会等を開催します。 	R6	<p>①今後も難病対策地域協議会にて関係機関との緊密な連携を図る。</p> <p>②熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、Webを活用した関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。併せて、当課においても医療講演会・相談会を実施し、必要な情報の提供や支援を行う。また、訪問相談事業も継続して実施する。</p>	<p>①指定難病関係事務経（難病相談支援センター事業を除く）</p> <p>②難病特別対策事業</p>	医療対策課
② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮しながら、適切な利用を支援します。 	R6	<p>障害者総合支援法の対象疾病の見直しが行われた場合には、障害福祉サービス事業所等へ周知を行い、随時質問等に対応し、障害福祉サービス等の利用を促す。</p> <p>難病法及び児童福祉法の改正により、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、「登録者証」を発行する事業が創設されたことをうけ、障害福祉サービス等受付を円滑に行えるよう周知する。</p>	-	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供		
施策の方向性		(4)	精神保健・医療施策の強化		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 精神科医療機関等との連携の強化	・緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、さらには、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や相談支援事業所等との連携による支援の充実を図ります。 ・区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・障がい者相談支援センター等における相談体制の充実を努めます。	R6	緊急的に医療を必要とする精神障がい者に対し、迅速かつ適切な医療が提供できるように精神科救急医療体制の充実を図っていく。 精神科救急情報センター相談員研修会を9月3日開催予定。	精神科救急医療体制整備事業	こころの健康センター
② 依存症の対策	・依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）の理解を深めるための啓発や相談体制の充実、さらには、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実を図ります。	R6	依存症専門医と依存症専門相談員による依存症相談を行う。 普及啓発に関しては、市民の方に対して予防の視点も取り入れた研修、支援者に対してはさらなるスキルアップを目的とした研修を実施していく。また、出前講座等による普及啓発も随時行う。	①精神保健相談支援事業 ②精神保健研究・啓発事業	こころの健康センター
③ ひきこもりへの対策	・社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、社会的ひきこもりへ対応するとともに、電話・メール・来所・訪問相談を行うなど、関係機関と連携して長期化するひきこもりに対する相談体制の充実を図ります。	R6	相談対応、普及啓発、人材育成等に取り組む。	ひきこもり地域支援センター経費	こころの健康センター
④ 高次脳機能障がいへの対応	・高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、相談対応に努めます。	R6	電話や来所等にて相談対応に取り組む。	精神保健相談支援事業	こころの健康センター
⑤ 発達障がいへの対応	・発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい者支援センターと連携し、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握とネットワークの構築を行います。	R6	発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための研修等を企画開催するとともに、現状の把握とネットワーク構築のための連携会議等を行う。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図る。	地域療育関連経費	こども発達支援センター

基本目標		2	質の高い地域生活の実現		
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供		
施策の方向性		(4)	精神保健・医療施策の強化		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
⑥	自殺予防への対策	R6	自殺予防啓発講演会を開催し、市民に対して広く啓発を行う。また、ストレスチェックシステムやSNS相談、その他の相談窓口等について、市政だよりやホームページ、SNS等を活用して普及啓発を行う。 ゲートキーパー養成については、新たに教員向けの研修や企業向けの講座等を行い、拡充を図る。	地域自殺対策緊急強化事業	こころの健康センター
⑦	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	R6	精神障がい者地域移行支援部会（全体部会）：年4回開催予定 精神障がい者地域移行支援部会（区部会）：各区年3～5回開催予定 コアメンバー会議：月1回開催予定 地域精神保健福祉連絡協議会：年1回開催予定	①精神障がい者地域移行支援事業 ②精神保健対策事業	こころの健康センター
		R6	地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う必要がある。	地域相談支援事業	障がい福祉課
		R6	障がい者自立支援協議会の精神障がい者地域移行支援部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて検討し、ネットワーク作りの方法や各機関の役割について協議を行う。	相談支援事業経費	障がい福祉課
		R6	毎月開催される精神保健家族教室への職員の参加（偶数月のみ）。 精神保健家族教室の開催にあたって、市政だよりで周知を行う。 家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、電話や来所等での相談支援に取り組む。	①精神保健対策事業 ②精神保健相談支援事業	こころの健康センター

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援		
施策の方向性		(1)	雇用の場の拡充		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 事業主への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。 ・様々な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。 ・障がい者雇用等を積極的に行っている企業を「障がい者サポート企業・団体」として認定し、その取組を企業に周知することで、障がい者雇用に対する意識の向上を図ります。 ・障がい者雇用に取り組む企業に対する本市独自の雇用奨励金制度の周知を図って、一般企業への就労を促進します。 ・障害者雇用促進法の改正における障がい者の法定雇用率の引き上げや雇用支援の強化などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。 	R6	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に関する理解促進を図るとともに、障がいについてのそれぞれの特性や配慮の方法等を周知することで就労の機会の充実と雇用環境の整備を行う。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
		R6	障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。	障がい者・母子家庭の母等の雇用対策経費	雇用対策課
② 雇用にあたっての支援	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成などにより、企業の活動を応援します。 ・市が行う工事の入札に参加する際の競争入札参加資格登録において、障がいのある人の雇用促進に努めている企業に対し、格付け（ランク付け）にて加点の優遇措置を行います。 	R6	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、職場定着支援を実施していく。また、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、市民に向けて企業の活動を周知し、応援する。	①障がい者就労・生活支援センター事業 ②熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
		R6	工事等入札参加資格審査申請（格付け（ランク付け））の際に、障がい者を雇用している企業に対し、主観的数値の点数を加算する取扱いを継続する。	—	工事契約課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援		
施策の方向性		(1)	雇用の場の拡充		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
③ 公共機関での障がい者雇用の促進	<p>・市における障がい者雇用については、身体障がい、精神障がい及び知的障がいのある人を対象としており、今後も一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用していきます。</p> <p>・熊本市障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の活躍を進めるために、職員一人ひとりの特性や能力を活かすことができる職務の選定及び環境等の整備に取り組んでいきます。</p> <p>・障がいのある人を雇用し、市役所での勤務経験を踏まえ、一般就労へのステップアップにつなげるチャレンジ雇用の取組を進めていきます。</p>	R6	市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保する。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において合理的配慮を行うとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるような職場環境の整備を行う。	障がい者雇用関係経費	障がい福祉課
		R6	障がい者支援チームと関係機関との連携を図り、障がいのある職員の特性に応じた能力が発揮できる 職務の選定および環境等の整備を行う。	合理的配慮関連経費	人事課
		R6	教員採用試験実施要項にある「障がいのある者を対象とした特別選考」の案内を分かりやすい表示に変更し、市ホームページ及び大学説明会にてさらなるPRを行う。	採用試験	教職員課
		R6	採用に関しては、法定雇用率の達成継続のため、他局と連携して採用募集を随時行っていく。また、長く働き続けることのできる職場環境の整備等に取り組む。	学校環境整備事業	教育政策課
④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	<p>・熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓の充実を図り、障がい者雇用の受入れに取り組む企業等を増やしていきます。</p> <p>・若者の就労促進として特別支援学校の教諭と企業との意見交換会を実施するほか、企業と障がいのある人との雇用に関する新たな出会いの場の創出を検討していきます。</p>	R6	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業向けセミナーの開催や企業訪問等による雇用推奨や職場開拓を行う。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
		R6	若者の就労促進のため、6月6日に高等学校50校の進路指導担当職員と65社の企業との意見交換会を実施し、うち支援学校の参加は13校となった。	人手不足・多様な働き方支援就職面談会事業	雇用対策課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援		
施策の方向性		(2)	一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 一般企業への就労の促進	<p>・熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対して、ハローワークや障害者職業センター等と連携して一般企業への就労を支援します。</p> <p>・就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行います。</p> <p>・就労定着支援事業所において、就労移行支援等を経て一般就労した者に対して就労を継続するために必要な相談等の支援を行います。</p>	R6	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、情報発信や就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、関係機関と連携し、必要な指導及び助言その他の援助を行う。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
		R6	制度内容等の周知を行うとともに、就労移行支援事業所の新規開設について勧奨を行う。	就労移行支援事業	障がい福祉課
		R6	障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金の制度の周知や奨励金の交付を行い、一般企業における障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図る。	障がい者・母子家庭の母等の雇用対策経費	雇用対策課
② 職場定着の支援	<p>・障がいのある人が就労後も安心して働き続けられるよう、熊本熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、職場定着の支援を行い、関係機関と連携して生活面からの一体的な支援を進めます。</p> <p>・公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がいのある人・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。</p>	R6	障がいのある人の職場への定着を支援するため、ハローワークや熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、各種制度の周知や職場開拓、職場定着の支援を行う。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援		
施策の方向性		(2)	一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
③ 求人・求職者情報の提供	・熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。	R6	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の各種関係機関と情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努める。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
④ 関係機関との連携による相談支援	・熊本熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。	R6	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労関係機関や教育機関との切れ目のない連携を強化し、就労に関する総合的な相談支援を行う体制を整備する。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援		
施策の方向性		(3)	福祉的就労の促進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 福祉的就労の場の充実	・一般就労が困難な障がいのある人に福祉的な就労機会を提供する就労継続支援事業所等の充実を図るため、研修会の開催等、事業所の適正な運営の支援に取り組みます。 ・販路の拡大や工賃水準向上、福祉的就労への理解促進を目的として、販売会の開催等の支援に取り組みます。	R6	「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や工賃向上、障がい者就労施設への理解促進を図っていく。また、支援者向け研修会の開催により、職員のスキルアップを行う。	就労継続支援 A 型 事業サポート事業	障がい福祉課
② 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。 ・企業等に対して、施設が提供できる物品等の情報を提供し、障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。	R6	本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、庁内各課に対し優先調達を促す。また、登録名簿や事業運営の見直しを行い、より効果的な調達の推進を図る。	障がい者優先調達 推進法関係	障がい福祉課
③ 共同受注窓口の活用促進	・複数の障がい者就労施設等による生産製品及び役務の共同受注の仕組みを確立するため、関係団体と連携し、共同受注窓口の活用を進めます。	R6	関係機関等と連携して共同受注窓口の取組を進めていく。また、共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課への周知に努める。	就労継続支援 A 型 事業サポート事業	障がい福祉課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援		
施策の方向性		(4)	働く機会の創出		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 多様な働く機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が、短時間労働や在宅就労など多様な働き方を選択できる就労機会の拡大を図ります。 情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所にとられない「テレワーク」は、障がいのある人の雇用機会を広げる大きな可能性があるため、企業や事業所等へ導入の働きかけを行います。 	R6	短時間労働や在宅就労など多様な働き方に関するセミナーを個人向け・企業向けに開催する。個人のセミナー受講者においては、併せて就労相談を行うことで、個人の働き方に応じた就労促進を図る。	多様な人材の活躍促進事業	雇用対策課
		R6	熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、関係機関と連携を図り、ICT導入に関する成功事例など情報発信を行う。	-	障がい福祉課
② 福祉と農業の連携の検討	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携に実際に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業者等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築していきます。 農業分野における障がいのある人の就労を推進するための具体的な取組を検討します。 	R6	就労継続支援事業所（A型・B型）を中心として、農福連携に関する周知を広げるとともに、働き手を必要とする農業者の情報を収集し、マッチング件数の増加につながるよう関係機関と連携した取り組みを行う。	-	障がい福祉課
		R6	農福連携の講演会や取組事例の紹介等を実施し、農業者の農福連携への理解醸成と障がい者の受入れに必要な環境整備支援に取り組む。	-	農業支援課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進		
施策の方向性		(1)	文化芸術を通じた社会参加の促進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
①	文化芸術活動団体の支援				
	・障がいのある人の文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、補助などの支援を行います。	R6	アール・ブリュット（生の芸術）パートナーズ熊本から、展覧会等の案内があった際に周知を行う。	障がい者の芸術活動支援事業	障がい福祉課
②	文化芸術活動への支援				
	・障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催や情報発信を行います。 ・関係団体と連携・協力し、アール・ブリュットの普及に取り組むなど、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。 ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく国の基本計画を勘案して、障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定を検討します。	R6	障がいのある人が制作した作品（絵画、木竹工、手芸、書道、写真など）を募集し、希望荘作品展を開催する。優秀作品については市庁舎1階ロビーでも展示を行う。また、希望荘ふれあいギャラリーを開催し、創作意欲向上と社会参加を目的として、日頃の創作活動の成果を発表する展示場を常設する。	希望荘運営経費	障がい福祉課
		R6	継続して関係団体と連携・協力し、アール・ブリュットの普及に取り組む。展覧会等の案内があった際に広報等を行う。	障がい者の芸術活動支援事業	障がい福祉課
		R6	令和7年3月に熊本市文化芸術推進基本計画（仮）を策定することで、障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画に位置付ける予定。	文化芸術基本計画策定経費	文化政策課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進		
施策の方向性		(1)	文化芸術を通じた社会参加の促進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
③ 文化施設等の利用支援	<p>・熊本市現代美術館における観覧料や、熊本城をはじめとした文化施設等の入場料の減免制度を設け、文化施設等の利用を促します。</p> <p>・熊本市現代美術館における観覧料や、熊本城をはじめとした文化施設等の入場料の減免制度を設け、文化施設等の利用を促します。</p> <p>・熊本市動植物園においては入園料の減免制度のほか、難病や障がいのある人とその家族を対象に、閉園後の動植物園に招待する「ドリームナイトアットザズー」を実施します。</p>	R6	<p>展覧会の点字チラシ作成。</p> <p>在宅就労支援事業団に講演会等の文字起こしを依頼。</p> <p>現代美術館の展覧会において、各種障害者手帳等をお持ちの方及び付き添いの方について、減免要綱に基づき免除対応。</p>	-	文化政策課
		R6	<p>熊本城特別公開において、各種障害者手帳等をお持ちの方、及び、付き添いの方について、熊本城入園料免除基準に基づき免除対応を行う。</p>	熊本城特別公開	熊本城総合事務所総務管理課
		R6	<p>入園料の減免制度を実施予定。</p> <p>ドリームナイト・アット・ザ・ズーを2回（春、秋）開催予定。</p>	-	動植物園

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進		
施策の方向性		(2)	スポーツを通じた社会参加の促進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
①	スポーツ活動団体の支援				
	・障がいのある人のスポーツ活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、補助などの支援を行います。	R6	障がいのある人たちのスポーツ活動を支援する各種団体の一つとして、総合型地域スポーツクラブへの運営支援を行い、誰もが楽しくスポーツに親しむ環境を提供する。また、ニュースポーツの普及・啓発を促進し、スポーツ用具の無料貸し出しについてさらなる充実を図る。	総合型地域スポーツクラブ推進経費等	スポーツ振興課
②	スポーツ活動への支援				
	・障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行います。 ・市の公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、個人使用料の減免制度等を通じて、体育施設の利用促進を図ります。 ・障がいの有無や年齢に関わらず楽しめる障がい者スポーツの普及のため、用具の貸し出しやスポーツリーダーバンクによる指導者の派遣を行い、障がい者スポーツを通じた障がいのある人となない人の相互理解と交流の促進に取り組みます。	R6	障がい者等が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障がいについて市民の理解を一層深め、障がい者等の社会参加の促進に寄与することを目的として、熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を実施する。	熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会経費	障がい福祉課
		R6	知的障がいのある人たちに日常的なスポーツトレーニングとその成果である競技会を年間を通じて提供し、社会参加を応援している国際的組織であるスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行います。	-	障がい福祉課
		R6	既存施設の手すり等、経年劣化したものは随時修繕を行い利用者の安全を確保するとともに、トイレ洋式化については計画的に行い利用者の利便性の向上に努め、障がいがある方や介助者、満70歳以上の熊本市民については個人使用料を減免することで利用しやすいスポーツ環境を提供し、障がいがある方や高齢者等の社会参加と健康づくりの活動促進を図る。	公設運動施設整備経費	スポーツ振興課
		R6	スポーツリーダーの指導者派遣や、スポーツ指導者研修会等を通じて、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに取り組める支援や環境づくりに努める。	総合型地域スポーツクラブ推進経費等	スポーツ振興課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		3	外出や移動の支援		
施策の方向性		(1)	学習の機会や余暇活動の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
①	学習機会の提供及び講座等の実施	R6	市役所内外から講座情報を収集し、熊本市生涯学習情報システムに掲載する。 公民館講座で講演会を実施し、学習の機会を提供する。	-	生涯学習課
②	社会教育施設等の利用支援	R6	障がい者の読書活動推進のため、引き続き、郵送貸出及び対面朗読室の提供を実施する。また、障がい者等が利用しやすい電子書籍等の更なる充実を図る。	-	熊本市立図書館
		R6	障がい者の読書活動推進のため、引き続き郵送貸出及び対面朗読室の提供を実施する。また、障がい者等が利用しやすい電子書籍等の更なる充実を図る。	-	熊本市立図書館
		R6	季節毎に替わるプラネタリウム一般番組に、通常の音声（解説）だけでなく字幕を付けて投映する（年間4日：全8投映を予定）。 字幕の作成（打込み）とドーム面への投映は「熊本パソコン文字通訳グループらん」のスタッフに依頼。 観覧者の利便性向上のため、プラネタリウムドーム内外に手話ボランティアの方を配置し、チケット購入や入退場時の支援を行う。 チラシやSNS等を活用した情報発信によるイベント情報の周知。	聴覚障がい者用字幕投映プログラム字幕打込み作業	熊本博物館
③	余暇活動の場・情報の提供	R6	地域活動支援センターの認知度拡大のため、SNS等を活用した周知活動を進める。また、安定的な運営を図るとともに、各センター同士の情報交換の場を設定し、活用内容の充実を図る。	①地域活動支援センター（Ⅰ型）運営費助成 ②地域活動支援センター（Ⅲ型）運営費助成	障がい福祉課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		3	外出や移動の支援		
施策の方向性		(2)	移動しやすい環境の整備		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 公共交通機関等による外出の支援	<p>・障がいのある人に対して、積極的な社会参加や健康でいきいきとした生活を送るための一助として、市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割の負担額で利用できるおでかけICカードを交付します。</p> <p>・移動が極めて困難な重度の障がいのある人には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。</p> <p>・単独でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、NPO等が行う福祉有償運送（有料）の安全かつ適切な運営を図ります。</p>	R6	障がいのある人に対して、積極的な社会参加や健康でいきいきとした生活を送るための一助として、市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割の負担額で利用できるおでかけICカードを交付する。	熊本市おでかけICカード関係経費（障がい）	障がい福祉課
		R6	障がい者の社会参加促進のため、移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成するタクシー券を交付する。	心身障がい者福祉タクシー経費	障がい福祉課
		R6	NPO等が行う福祉有償運送の必要性について協議・承認を得る場である、福祉有償運送運営協議会をR6年度中に2回開催する。	-	健康福祉政策課
② 自家用車による外出の支援	<p>・障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費の助成を行います。</p> <p>・身体障がいのある人に対する自動車改造費の助成を行います。</p> <p>・重度の知的障がいのある人に対する燃料費助成券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。</p>	R6	自動車運転免許取得費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。	障害者自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課
		R6	自動車改造費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。	重度身体障害者用自動車改造費助成事業	障がい福祉課
		R6	障がい者の社会参加促進のため、1人で外出できない重度の知的障がいのある人に対して、家族が運転する自家用車の燃料費の一部を助成する燃料費助成券を交付する。	燃料費助成事業	障がい福祉課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実		
施策の方向性		(1)	情報提供の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
①	ふくしのしおりによる情報の提供 ・障がい福祉の制度内容を集約し、わかりやすく説明したふくしのしおりを配布することで、障がいのある人やその家族が必要とする情報を円滑に取得できるよう支援します。	R6	新年度の情報を更新し、わかりやすい説明を心掛けた「ふくしのしおり」の作成に取り組む。関係機関への配布や案内チラシの作成を行う。	-	障がい福祉課
②	わかりやすい広報の推進 ・障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介をはじめ、施設や事業者の情報、障がい福祉に関するイベントの情報等を市ホームページやSNS等を活用して障がいのある人にわかりやすく提供します。	R6	わかりやすい広報を心掛け、熊本市公式HP上の情報を更新し、各制度の情報提供を実施する。 市の紙媒体での広報については、点字媒体やUni-Voice等の活用により、様々な障がいのある方に対してわかりやすい広報を実施する。	-	障がい福祉課
③	障がいの特性に応じた情報の提供 ・市政だよりや議会だよりの点字版・音声版を作成し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。 ・市ホームページや市議会ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能を設け、サービスの充実を図ります。	R6	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①点字版・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布。 ②アクセシビリティに配慮したホームページの運用（音声読み上げ機能など）。 ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送。	①広報紙関係経費 ②ホームページ関係経費 ③各種媒体を使った広報経費	広報課
		R6	視覚障がいのある方への情報提供を行う。 ①議会広報紙の点字版・音声版を作成し、希望者に配布。 ②市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大。	議会及び事務局関係経費	政策調査課
④	市長記者会見における手話通訳者の活用 ・市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、市長及び記者の発言を手話により同時通訳を行い、内容的に伝えます。	R6	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、同時通訳を行う。 ②①の映像をホームページに掲載する。	報道関連情報共有経費	広報課

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり		
分野別施策		4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実		
施策の方向性		(2)	意思疎通支援の充実		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
①	コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保	R6	手話通訳者等の派遣及び養成を継続する。また、各区役所の総合案内に手話通訳者の設置を継続し、行政手続きの際の意思疎通支援を行う。	①手話通訳者設置等事業 ②手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・盲ろう者通訳介助員派遣事業 ③手話通訳奉仕員養成事業・手話通訳者養成事業・要約筆記者養成事業・盲ろう者通訳介助員養成事業・点訳朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい福祉課
②	熊本市手話に関する施策の推進方針の推進	R6	「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取組み、また、施策の実施状況について検証を行う。	-	障がい福祉課
③	ヘルプマークの利用促進	R6	公共交通機関での周知やその他の周知方法についてを県と連携しながら検討を進めていくとともに、ヘルプマークストラップの配布についても検討を進めていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
④	意思疎通支援の充実に向けた検討	R6	手話通訳者等の設置や、会議での拡大資料の配布、刊行物におけるUDフォントの活用等、意思疎通支援の充実に図る。	-	障がい福祉課

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備		
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現		
施策の方向性		(1)	防災対策の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 地域における避難支援体制づくり	・地域住民・避難所担当職員・施設管理者などからなる校区防災連絡会の活動を支援し、平常時から各避難所の開設・運営や情報収集、物資供給体制を確立するなど、災害発生に備えます。	R6	校区防災連絡会の設立は、昨年度で100%になったところ。避難所運営委員会は未設立の避難所があるため、設立支援を行っていく。 避難所ごとの開設・運営マニュアルについて、全体の半数程度が未作成であるため、マニュアル作成支援を行っていく。	避難所運営委員会 活動支援事業	防災対策課
		R6	震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図っていく。	-	防災対策課
② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	・災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿等の活用及び個別避難計画の作成を推進することにより、避難支援等を行うために必要な情報について避難支援等に関わる地域団体その他関係機関との共有に努めるなど、障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるための仕組みを構築します。 ・障害福祉サービス事業所等の要配慮者利用施設に対して、水害や土砂災害に対する避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促すことで、障がいのある人等の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行います。	R6	個別避難計画作成の優先度の設定や福祉専門職の参画により、計画作成を推進する体制づくりを進めるとともに、制度の対象となる方はもとより、地域の支援者や福祉専門職等に対しても新たな制度に関する十分な説明等を行う。 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について引き続き勧奨を行う（出水期前）。また、未作成の施設に対しては随時提出の依頼を行い、水害時や土砂災害発生時に障がい者等の施設利用者が円滑に避難を行うことができるような体制を確保していく。	-	防災計画課
		R6	個別避難計画作成の優先度の設定や福祉専門職の参画により、計画作成を推進する体制づくりを進めるとともに、制度の対象となる方はもとより、地域の支援者や福祉専門職等に対しても新たな制度に関する十分な説明等を行う。	-	健康福祉政策課

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備			
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現			
施策の方向性		(1)	防災対策の推進			
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課	
③	施設・事業所における防災体制の整備	・災害発生時に、入所者や利用者に対して障害福祉サービス等を継続して提供するために施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）の策定を徹底させます。	R6	障害者支援施設等に対し、関係機関と連携しながら、実地指導や集団指導を通じて防災体制の整備について情報提供を行う。	—	障がい福祉課
④	NET119やFAXを活用した緊急通報の利用促進	・音声（言葉）での通報が困難な人が119番通報するためのNET119やFAXによる119番通報について、様々な媒体を用いた周知を図り、利用を促進します。	R6	SNSの活用やチラシなど、各種広報媒体を活用した登録者及び利用促進活動を行う。	消防指令管制システム維持管理経費	情報司令課
⑤	災害時の避難所における支援体制の整備	・災害発生時には、熊本市避難所開設運営マニュアルや、それを基に各地域の実情にあわせて作成される避難所運営マニュアル等の活用により、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置等、障がいの特性に応じた配慮や支援の円滑な提供に努めます。	R6	避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの追加更新を進める。	—	防災対策課
⑥	福祉避難所及び福祉子ども避難所の整備	・災害救助法が適用される災害が発生した場合、必要に応じて、障がい等の理由により一般の指定避難所等での避難が困難な方を対象とする福祉避難所を社会福祉施設等との協定に基づき開設することで、災害時における避難支援体制を整備します。	R6	コロナ禍の数年間で寸断されてしまった協定締結施設との会議等の再開、協定締結施設の現況確認、福祉避難所開設等の各種訓練の実施など、有事に備えた協定締結施設との連携を再構築する。	—	健康福祉政策課
		・障がい児等とその家族が避難する福祉子ども避難所を市内の特別支援学校内に設けて安心して避難できる場所を確保します。 ・必要に応じて関係機関や団体等と合同で訓練等を実施し、災害時の連携体制の強化を図ります。	R6	訓練後の反省点や改善点をもとに訓練内容や実施時期、またマニュアルや様式の変更等を行う。 今後も学校運営協議会や校区防災連絡会等に参加し福祉子ども避難所の周知に努める。	—	障がい福祉課

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備		
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現		
施策の方向性		(1)	防災対策の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
⑦ 災害時の生活再建に向けた支援	・災害時においては、障がい者相談支援センターやNPO法人等の関係機関・団体と連携を図りながら障がいのある被災者の見守りを行うとともに、相談体制を充実させ、住宅確保等の生活再建に向けた支援を実施します。	R6	災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に備え、校区防災連絡会議や避難訓練等による連携を行い、支援体制構築に向けた取組を行う。	相談支援事業経費	市営住宅課 障がい福祉課
	・被災後の被災者の生活状況を把握し、実情に即したサービスの利用が再開できるよう、障がい者相談支援センター等と連携した迅速な支援を行います。	R6	障がい者相談支援センターや関係機関等と連携を取り、情報の共有に努める。	-	障がい福祉課
⑧ 災害時におけるサービス等の支援	・災害等により被害を受けた障がい者福祉施設等について、復旧のための取組を支援します。	R6	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図る。	社会福祉施設等災害復旧事業	障がい福祉課

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備		
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現		
施策の方向性		(2)	防犯等の対策の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 緊急通報システム貸与事業	・単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制で対応します。	R6	障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応のため、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。	熊本市在宅障害者緊急通報システム事業	障がい福祉課
② 障がい者支援施設等における防犯対策	・障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ設置など、必要な安全対策への取組を支援します。	R6	障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、必要な安全対策への取り組みの支援を行う。	社会福祉施設等防犯対策強化	障がい福祉課
③ 消費者トラブルの未然防止	・障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。 ・相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。	R6	関係機関が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」において情報提供を行う。また消費者関連の法律に基づき、解決に向けた助言やあっせんを行う。	-	生活安全課
		R6	消費生活相談において、関係機関と連携を図り、成年後見制度が必要な場合は相談者へ適切に案内する。	-	障がい福祉課

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備		
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現		
施策の方向性		(3)	感染症への対策		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 感染症への対応力強化	・感染症対策に向けた取組について、事業者の対応状況や有効性等を把握し、感染症が発生しても必要なサービスを継続的に提供できるよう努めます。	R6	施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）策定の徹底を指導する。	-	障がい福祉課
② 在宅の重度障がい者等への支援	・障がいのある人が感染した場合は、医療機関などと連携し、適切な医療やケアが受けられるよう支援します。 ・介護者が感染症に感染した場合は、障害福祉サービス事業所等と連携し、障がいのある人の受入れなど支援体制を整備します。	R6	障害福祉サービス事業所等と連携し、緊急時の受入を速やかに行う。	短期入所事業	障がい福祉課

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備		
分野別施策		2	生活環境の向上		
施策の方向性		(1)	住まいの環境の整備		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
①	住宅改造や改修に対する支援	R6	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう、引き続き住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。申請書類や説明書類の見直しをし、制度のわかりやすい説明、周知に努め、速やかな助成につなげる。	高齢者及び障害者住宅改造費助成事業	障がい福祉課
②	公営住宅の活用	R6	障がいのある人等に対し、1階への入居及び単身者向け住宅の優先的入居について継続して行う。現在行っている高平大窪団地集約建替事業では、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等のバリアフリー化を推進する。	住生活基本計画 市営住宅長寿命化計画	市営住宅課
③	障がい者の居住支援	R6	庁内福祉部局や熊本市居住支援協議会構成員及び関係団体との連携。 住宅セーフティネット制度の周知及びセーフティネット住宅の確保促進。 熊本市居住支援協議会を通じた障がい者を含む住宅確保要配慮者への入居支援、相談会実施。	-	住宅政策課
		R6	案内チラシ等を通じて、サービスが必要な方へ情報が届くよう、周知に取り組む。	-	廃棄物計画課

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備		
分野別施策		2	生活環境の向上		
施策の方向性		(2)	バリアフリー化の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
① 公園・公共施設等の整備	<p>・公園の整備にあたっては、出入口等の段差の解消や多機能トイレの整備など、誰もが利用しやすい空間の整備に努めます。</p> <p>・市の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人等の意見を聴く機会を設けるなどしてニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。</p> <p>・民間建築物においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」による認定や「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（熊本県のやさしいまちづくり条例）」に基づいた協議を行い、障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるよう促します。</p> <p>・熊本城ホール等の整備にあたっては、多機能トイレや広めトイレの各階への複数設置、親子室の設置、小会議室や救護室等の内装材への天然素材の使用、聴覚障害者用補聴システムの導入や調音材の使用等、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化に取り組んでいます。</p> <p>・本市のシンボルである熊本城は、熊本地震による被害からの復旧工事にあわせて、可能な限りバリアフリー化に取り組みます。これまでの天守閣復旧と特別見学通路設置にあたっては、障がいのある人や高齢者など階段での昇降が困難な方を対象としたエレベーター、多目的トイレ、階段の二段手すりなどを設置し、より多くの方に利用いただけるようになりました。今後、復旧予定の施設についても、すべての来場者がアクセスしやすい施設を目指します。</p>	R6	地域住民や利用者から意見を聞きながら、誰もが利用しやすい公園を目指し機能再編を行う。公園を改修する場合、熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、トイレや出入口等の整備を行う。	①安全安心対策事業 ②公園施設長寿命化計画	みどり公園課 みどり政策課
		R6	誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン等に配慮した施設整備に引き続き努めていく。	-	営繕課
		R6	民間建築物について熊本県のやさしいまちづくり条例に基づいた協議を行い、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促していく。	-	建築指導課
		R6	令和6年度は館内エスカレータの一部に音声案内機能を追加する予定としている。	熊本城ホール整備等事業	誘致戦略課
		R6	令和6年度の対象事業はなし。今後、復旧予定の施設についても、すべての来場者がアクセスしやすい施設を目指す。	-	熊本城総合事務所

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備		
分野別施策		2	生活環境の向上		
施策の方向性		(2)	バリアフリー化の推進		
具体的な取組	プラン本文	年度	取組予定	関連事業名	所管課
② 安全で快適な道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の不陸等の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。 ・路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去指導等を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。 ・道路と施設との連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化を推進します。 	R6	バリアフリー法に基づく特定道路に指定されている路線の整備状況を把握し、引き続き、計画的にバリアフリー化を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ①（国県道）交通安全施設整備経費 ②（市道）交通安全施設整備経費 	道路保全課
		R6	放置自転車の減少のための啓発活動と、公道上の放置自転車の撤去に引き続き取り組み、動線の確保に努める。他部署や地元との連携を引き続き図り、不法占用物件の撤去、改善指導を行うことによる安全な通行動線の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ①放置自転車撤去業務 ②放置自転車等整理指導業務 ③無許可占用物件等調査及び指導業務 	<ul style="list-style-type: none"> 土木総務課 自転車利用推進課 移動円滑推進課
③ 公共交通・移動手段の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス、超低床車両電車等の導入を促進します。 ・段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。 ・バス停にベンチを設置して待合環境の改善を推進することで、誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくるとともに、公共交通の利用促進を図ります。 	R6	電停改良について：味噌天神前電停について、予備設計を実施することでバリアフリー化の検討を行う。 ベンチ設置について：バス停にベンチを設置し、待合環境の改善を推進することで、公共交通の利用促進を図る。（R6年度163箇所）	<ul style="list-style-type: none"> ①電停改良経費 ②移動円滑化推進経費 	移動円滑推進課